

調布市立図書館

地域資料収集等に関する方針

調布市立図書館



## 1 目的

調布市立図書館は、調布に関する専門図書館としての責務を負っている。分館はその地域に関する情報を収集する役割を持つ。

地域資料は、その地域の公共図書館が収集していかなければ、散逸してしまう可能性が大きいため、様々な手段を講じて積極的・継続的に収集していく必要がある。

市民が調布を理解し、市政に積極的に参加する助けとなり、文化を次の世代に継承することを目的に、郷土資料、行政資料、学校資料及び住民資料の四つの大きな柱を立てて、「調布市立図書館地域資料収集等に関する方針」を定める。

## 2 郷土資料

### (1) 定義

ア 調布を中心とした地域の地誌（歴史・地理・自然・産業・文化）に関連する資料

イ 調布にゆかりのある人物を扱っている資料

ウ 調布を中心とした地域に伝来する事柄（民話・伝説・言葉・風俗・習慣）についての資料

エ 調布市が支援するスポーツチームや姉妹都市など、調布に関連する団体や組織に関する資料

### (2) 収集範囲

調布を中心に、東京都全体を対象とする。歴史的に遡る主題の資料については、武蔵国に関する資料も収集する。

### (3) 種類

ア 図書

(ア) 市販図書

(イ) 自費出版図書・私家版図書

(ウ) 市内法人（事業所・文化施設・福祉施設・寺社など）の発行した要覧・名簿・統計・調査報告書・社史など

(エ) 電話帳

イ 新聞・雑誌・逐次刊行物

新聞は、全国紙の多摩地域を対象とした地域紙面を切り取って製本し、永年保存する。

雑誌は、市販されているもののほか、郷土研究誌、タウン誌、ミニコミ誌、フリーペーパーなども収集する。

ウ 地図・空中写真

地形図、都市地図、住宅地図及び空中写真のほか、商店街マップ、観光マップなども収集する。年代ごとにまちの変遷がたどれるように収集し、入手困難な資料については、複製物の入手に努める。

エ パンフレット・リーフレット・チラシ・ポスター

祭り、物産展、花火大会、講演会など、調布市内の催し物に関わる資料を収集し、年代が分かるように保管する。

チラシは、新聞折り込み広告の中から調布市内の事業所や店舗、不動産物件など、まちの様子が分かるものを選んで収集する。街頭で配布されるものにも留意する。  
オ その他の形態の資料（写真・フィルム・音声資料・映像資料・かるた・絵葉書・カレンダー・記念切符・地域限定品など）

博物資料については、必要に応じて調布市郷土博物館と協議し、収集・保管に努める。

#### カ 特別コレクション（映画資料）

「映画のまち調布」の地域特性に留意し、映画資料を地域資料の一環として収集する。（「調布市立図書館映画資料収集等に関する方針」は別に定める。）

#### キ 地域を知るための図書館作成資料

##### (ア) 自館作成による電磁的記録

調布が出てくる資料のリスト、調布地域の地図のリスト等、郷土資料の検索に役立つ主題別リストや、調布の歴史がわかる記録写真等を作成する。

##### (イ) 分館作成による地域を知るための資料

「地域を知る地図」や周辺施設一覧を作成する等、市民の協力を得て分館周辺の情報収集に努める。

##### (ウ) 資料の電子化

希少な郷土資料の原本を保存し後世に残すため、電子化する。

##### (エ) 調布に関する新聞記事データベース

調布に関する新聞記事の切り抜き記事を電子化し、索引を付け、データベース化する。

##### (オ) 「市民の手によるまちの資料情報館」

市民との協働により、調査・整理した調布の情報を電磁的に発信する。

### 3 行政資料

#### (1) 定義

ア 調布市が刊行した発行物

イ 調布市の外郭団体・関連団体の発行物

ウ 東京都・多摩地域・23区・島しょの自治体発行物

#### (2) 収集範囲

調布市に関するものは、網羅的に収集する。東京都・多摩地域・23区・島しょの自治体発行物に関しては、系統的に収集する。

#### (3) 種類

ア 図書

イ 広報紙・会報

ウ 地図

エ パンフレット・リーフレット・チラシ・ポスター

### 4 学校資料

(1) 定義

調布市内にある幼稚園・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校・短期大学・大学・専門学校の発行物

(2) 収集の範囲

調布市内の学校に関する資料（要覧・学校史・紀要など）を収集する。市立小学校・中学校の発行物は、全校児童・生徒を対象にした学校だより等を収集する。卒業アルバム・学事報告・名簿・文集など、個人情報が多く含まれるものは対象外とする。

(3) 種類

ア 図書

イ 広報紙

ウ パンフレット・リーフレット・チラシ・ポスター

エ その他（周年行事配付物など）

博物資料については、必要に応じて調布市郷土博物館と協議し、収集・保管に努める。

## 5 住民資料

(1) 定義

ア 調布市を活動拠点とする団体が作成した資料

イ 調布市の住民自身が作成した資料（特に一般的な流通の範囲にないもの。）

(2) 収集の範囲

調布市内の団体及び市民が作成した資料を収集する。

(3) 種類

ア 図書館・公民館サークルなど生涯学習団体の発行物

イ 自治会・町内会・婦人会・青年団・子ども会・生協・地域生産者・組合・住民運動団体・政党などの発行物・会員名簿

ウ 家庭新聞・ミニコミ誌

エ 市民文庫

調布市在住の著者から寄贈された著作物

オ 名誉市民資料

調布市名誉市民（本多嘉一郎氏，水木しげる氏，山田禎一氏，金子佐一郎氏，林和男氏）の著作や業績を記した資料を，幅広く収集する。

## 6 保存

地域資料は，現世代の利用に供するとともに次世代へ継承していくために，複本で永年保存する。特に，劣化しやすい資料については，保存方法に留意する。

調布市の行政資料については，市政の公式な記録として，閲覧・貸出用とは別に，原本を1冊装備せずに永年保存する。

中央図書館で調布全域の資料を保存するとともに，分館では分館周辺の地域の資料の保存に留意する。

調布市立図書館地域資料収集等に関する方針

登 録 番 号 (刊行物番号)
--------------------

2022-190
----------

編集・発行 調布市立図書館

平成26年3月25日

平成28年3月25日 改訂

令和5年3月31日 改訂

〒182-0026 調布市小島町 2-33-1

電話 042-441-6181



